

球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付要綱

令和6年2月

(趣旨)

第1条 この要綱は、「球都桐生」のブランドを活かしたイベントや活動を企画推進し、全国メディアへの発信も行うことで「桐生ブランド」を広く訴求し、地域の活性化を目指すことを目的とする事業者に対し、球都桐生プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）が補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 補助対象者当たりの申請可能件数は各対象事業につき1件までとする。
- (2) 補助対象者は桐生市内に事業所を置く事業者もしくは桐生市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 次に掲げる7事業

対象事業	概要
1 野球ラボ整備事業	科学的トレーニング環境の整備を目的に、野球ラボの開設、整備をする事業
2 野球ラボ利用助成事業	市民ならびに市内在学の「野球ラボ」利用を促進し、ケガなくスポーツを続けられるためのサポート環境の整備を目的とする事業
3 中学生野球クラブ補助事業	中学生野球クラブへの助成金交付事業
4 地域産業との融合事業	球都桐生×地域産業によるモノづくり等により、桐生の地域産業の認知向上を目指す事業
5 球都桐生ウィーク事業	毎年8月の最終土曜日から9月10日までの間、様々な野球関連イベントの実施により、市民への球都桐生の周知、理解、浸透を図る事業
6 野球ゼミナール事業	野球関係者をはじめ、野球競技者以外の方に向けたゼミナールを開催することで新たな野球の楽しみ方を提供する事業
7 パブリックビューイング事業	全国高等学校野球選手権大会等において、桐生市内の高校が出場する試合のパブリックビューイングを実施することで、地域コミュニティの活性化を目指す事業

1 野球ラボ整備事業

ア 補助対象事業

- ・高い専門性と知見を有し、科学的トレーニング環境の整備を目的に野球ラボを開設及び拡充する事業。
- ・年齢や成長曲線に応じたサポート環境を整備することで、市内競技者のけが防止、成長支援を目指す事業。
- ・市外からの需要を目指せる事業。

イ 補助対象者

- ・協議会の承認を得た法人。
- ・スポーツ関連事業の実績がある事業者。
- ・野球科学に対する高い専門性と知見を有する事業者。
- ・野球ラボを安全、安定的に運営できるノウハウやネットワークを持つ事業者。

ウ 補助対象経費

- ・需用費
- ・役務費
- ・工事請負費
- ・備品購入費
- ・その他協議会の承認を得た経費

エ 補助金の額

- ・予算額を上限とし、補助対象経費の100%を補助する。

2 野球ラボ利用助成事業

ア 補助対象事業

- ・市内の野球チームに所属している小中高生及び市内在住・在学の小中高生の「野球ラボ」利用を促進し、野球力の向上及びケガなくスポーツを続けられるためのサポート環境の整備を目的とする事業。

イ 補助対象者

- ・桐生市内の施設且つ、協議会の承認を得た施設を利用する事業者（個人事業主も含む）。
- ・野球科学に関する高い専門性と知見を有する事業者
- ・野球ラボを安全、安定的に運営できるノウハウやネットワークを持つ事業者。
- ・ホームページで更新のお知らせ、各施策の事前告知を含むタイムリーな情報を SNS で発信することができる事業者

ウ 補助対象経費

- ・利用者の内、市内の野球チームに所属している小中高生及び市内在住・在学の小中高生の利

用料

- ・その他協議会の承認を得た経費

エ 補助金の額

- ・1回あたり5,000円を上限とする。ただし、1人あたり1回分の利用料とする。

3 中学生野球クラブ補助事業

ア 補助対象事業

- ・健康な青少年の育成及び野球競技レベルの向上を目的として実施する事業。
- ・中学生の野球人口の減少対策や、環境整備を目的として実施する事業。
- ・指導者育成及びスポーツマンシップ教育を目的として実施する事業。

イ 補助対象者

- ・本事業については、第2条(2)の規定に関わらず、桐生市内で活動する団体であって、中学生の在籍が15人以上の団体。
- ・中学生を対象とし、定期的(週1回以上)に活動している団体

ウ 補助対象経費

- ・団体の運営にあたり、ハード面及びソフト面の双方において、子どもたちが安心して野球を続けられるための環境整備に係る経費
- ・指導者育成及びスポーツマンシップ教育にかかる経費
- ・その他協議会の承認を得た経費

エ 補助金の額

- ・1チームあたりの予算額を上限とし、申請内容や補助対象団体数により審査し、交付額を決定する。

4 地域産業との融合事業

ア 補助対象事業

- ・球都桐生×地域産業によるモノづくりを通じて、桐生の地域産業を市外および県外へ発信し、桐生市の認知向上を目的とする事業。

イ 補助対象者

- ・地域産業や企業の特徴を活かし、球都桐生に関する魅力的な商品開発ができる事業者。
- ・ホームページや各種SNS等を活用し、積極的なPR活動ができる事業者。

ウ 補助対象経費

- ・商品開発に係る経費

エ 補助金の額

- ・補助対象者当たり、1 申請を上限とする。
- ・新商品開発に係る経費の補助として、最大 300,000 円を補助する。

5 球都桐生ウィーク事業

ア 補助対象事業

- ・毎年 8 月の最終土曜日から 9 月 10 日までの間、複数の野球関連イベントを実施することで、市民への球都桐生の周知、理解、浸透を図る事業。
- ・イベントの実施により、市外からの来桐者を増やし、市内事業者へのインバウンド効果を見込める事業。

イ 補助対象者

- ・毎年 8 月の最終土曜日から 9 月 10 日までの間、下記事業もしくはこれらに準ずる事業を実施することができる事業者とする。
 - (1) 球都シンポジウム
 - (2) 球都展スペシャル
 - (3) ベースボール 5 イベント
 - (4) 野球ドッグ
 - (5) スポーツマンシップセミナー
 - (6) 球都桐生アワード
 - (7) ユニバーサル野球イベント
 - (8) 新川公園野球フェス

ウ 補助対象経費

- ・報酬
- ・需用費
- ・役務費
- ・その他協議会の承認を得た経費

エ 補助金の額

- ・各事業について、それぞれ予算額を上限として補助する。

6 野球ゼミナール事業

ア 補助対象事業

- ・野球関係者をはじめ、野球競技者以外の方もターゲットにしたゼミナールを開催することで、試合観戦だけではない野球の楽しみ方を広め、さらなる野球関係人口の増加を図る事業。

イ 補助対象者

- ・著名人の方や高い専門性と知見を有する方を講師などに呼ぶことができる事業者。

- ・広く参加希望者を募集するため、オンライン配信などにより開催できる事業者。

ウ 補助対象経費

- ・報酬
- ・需用費
- ・役務費
- ・その他協議会の承認を得た経費

エ 補助金の額

- (1)公開セミナー開催 予算を上限とする。
- (2)公開ワークショップ開催 予算を上限とする。

7 パブリックビューイング事業

ア 補助対象事業

- ・単なるパブリックビューイングを実施するに留まらず、各高校のOB・OGや関係者たちのコミュニティスペースの創出・活性化を目的とし、地元高校を応援する文化の醸成を図ることができる事業。
- ・市内の高校が出場している、全国高等学校野球選手権群馬大会から全国高等学校野球選手権大会までを放映する事業。

イ 補助対象者

- ・新たなコミュニティスペースの創出・活性化を目的とし、積極的なPR活動ができる事業者。

ウ 補助対象経費

- ・需用費
- ・役務費
- ・備品購入費
- ・その他協議会の承認を得た経費

エ 補助金の額

- ・予算額を上限とする。

(2) その他協議会が認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの。

(2) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とするもの。

(3) 法令に違反するもの、又はそのおそれがあるもの。

(4) 前各号に定めるもののほか、会長が補助金を交付することを適当でないと認めるもの。

(交付の申請及び決定)

第4条 各事業の補助金の交付を希望する事業者は、球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入して、次に掲げる書類を添付し、事業実施の1ヵ月前までに協議会へ申請することとする。

(1) 球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金事業実施計画書(様式第2号)

(2) 球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助事業収支予算書(様式第3号)

(3) その他協議会が指示する書類

2 協議会は、前項の規定の申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金を交付すべきものと認めたときは、球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、当該申請者へ通知するものとする。

3 補助対象事業者は、補助金の概算払が必要な場合は、補助金概算払理由書を提出するものとし、協議会が認める場合には概算払を行うことができるものとする。

(計画の変更または中止)

第5条 補助対象事業者は、当該事業を中止するとき、又は交付申請書及び必要書類に変更が生じるときは球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第5号)を協議会へ提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 協議会は、前項の規定の申請があったときは、その内容を審査し、球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金変更(中止)承認(不承認)通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知する。この場合において、協議会は、前段の承認に際して必要な条件を付することができるものとする。

(補助金額の決定)

第6条 補助対象事業者は球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金実績報告書(様式第7号)に必要事項を記入して、次に掲げる書類を添付し、事業実施後14日以内に協議会へ報告しなければならない。

(1) 球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金請求書(様式第8号)

(2) 球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金決算書(様式第9号)

(3) その他協議会が指示する書類

2 協議会は、書類の審査及び補助金の額の確定を行い、球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付確定通知書(様式10号)により当該事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付および返還)

第7条 協議会は補助金額の確定後、事業者の指定する口座へ補助金を振り込むものとする。概算払済額が確定額を上回っている場合、補助金の返還命令書を当該事業者へ送付し、当該事業者は、命令の日から20日以内に返還額の納付を行わなければならない。

(事業の経理等)

第 8 条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（中止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の翌年から 3 年間これを保管しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。